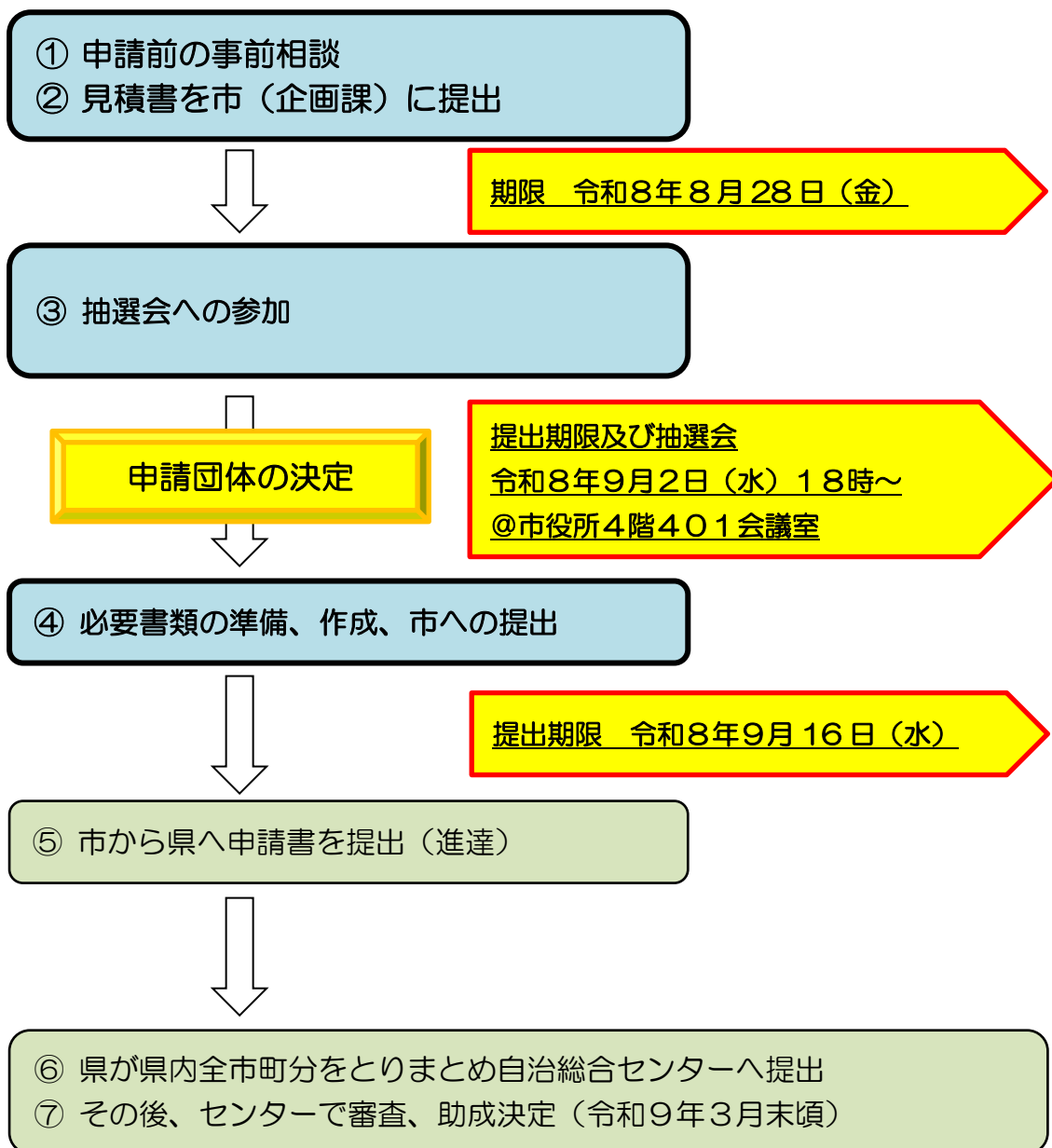


令和9年度コミュニティ助成事業の申請について

一般財団法人自治総合センターが実施する「宝くじの社会貢献広報事業」、令和9年度コミュニティ助成事業について、下記の注意事項等をご一読いただき、ご理解いただいた上でご申請くださいますようお願い致します。

【お申込みの流れ】※団体側（町内会）に関することは青色着色部分



【ご準備いただくもの】

（本）申請時に必要となる資料です。事前に以下のものがあるかどうか、必ずご確認ください。

一部でも揃わない場合は申請できないことがあります。

		提出期限
①	整備する備品、設備等の見積書のコピー	8月28日 (金)
②	団体規約（町内会会則等）のコピー	9月16日 (水)
③	団体の令和8年度 事業計画書及び予算書（総会資料等）のコピー	
④	整備する備品、設備等の説明資料 (例：写真、カタログ、企画書などのコピー)	
以下⑤は、コミュニティセンター事業の応募の場合のみ必要		
⑤	土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（令和8年8月以降に法務局で取得したもの）のコピー 公図（令和8年8月以降に法務局で取得したもの）のコピー 建物工事に関する図面（平面図、立案図のコピー） 財源に関する資料（預金通帳のコピー等） 会議議事録（町内会総会の議事録等でコミュニティセンター建設の総意が確認できる資料のコピー）	9月16日 (水)

【注意事項】

- 過去5年以内に本事業により助成を受けた団体、施設、備品等は対象外となります。
- 申請数には制限がございます。応募多数の場合は抽選の上、(本)申請を行います。各種書類の作成や必要書類等の取得などは団体側でご準備いただくことになりますので、予めご了承ください。
- (本)申請を行っても必ず助成を受けられるものではありません。
- 事業内容(整備する備品、設備等)によっては、補助対象外となり、助成を受けられないことがあります。
- 事業内容や事業費によっては、一部自己負担を伴うことがあります。
- 本事業に申請される場合は、事前に各団体(町内会)の総会等で諮られることをお勧めします(コミュニティセンター事業の場合は必須)。
- 本事業を進めるにあたり、整備費等については団体側で全額事前立て替えとなります。
- 本事業は令和9年度分の事業(1年度)に限りますので、その期間内に着手、完了するものに限ります。
- 本事業の助成金は事業完了後(支払完了後)ただちに支払われるものではありません。
- 本事業が採択された場合は、市の指示に基づき事業を進めていただき、市からの指示等がある場合はそれに従ってください。
- 事業で整備する設備等には、シールやプレートで宝くじの広報表示を行っていただく必要があります(表示にかかる費用は助成対象。規格等は助成決定後にご案内致します)。

【お問合せ】

洲本市企画課政策調整係

電 話 24-7614 (直通)

F A X 22-1315

Email kikaku@city.sumoto.lg.jp



本助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益を基に実施する助成事業「宝くじの社会貢献広報事業」です。